【参考資料】

議案第７２号　朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上下水道部上下水道総務課

１　改正趣旨

（１）現行の水道事業認可において国土交通大臣に水道事業変更認可申請を行うことから条例の一部改正を行うもの。

（２）あずま南地区が市街化へ編入されたことによる変更、また荒川右岸流域関連朝霞公共下水道事業計画の変更により条例の一部改正を行うもの。

（３）「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、業務の簡素化及び効率化を図るため地方公営企業に係る業務の状況の公表が、毎事業年度２回以上から１回以上に見直されたことから改正を行うもの。

２　概要

（１）給水人口は、14 万 6,500 人を 15 万 2,500 人とする。
１日最大給水量は、50,200 立方メートルを４万 9,700 立方メートルとする。

（２）計画処理区域面積は、1,403 ヘクタールを 1,417 ヘクタールとする。
計画処理人口は、14 万 500 人を 14 万 3,100 人とする。
計画１日最大汚水量は、5 万 6,100 立方メートルを 6 万 1,900 立方メートルとする。

（３）第８条第１項中「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「１１月３０日までに提出する書類においては」を削り、「を、５月３１日までに提出する書類においては同日」を「、当該提出日」に改め、「それぞれ」を削る。

３　施行予定年月日

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第８条の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

担　当
上下水道部上下水道総務課経営係
048-462-3411